

公園・道路等の維持管理業務の委託契約における最低制限価格制度の導入について

低価格入札への対応として行っている最低制限価格制度を公園・道路等の維持管理業務の委託契約に導入します。

対象契約

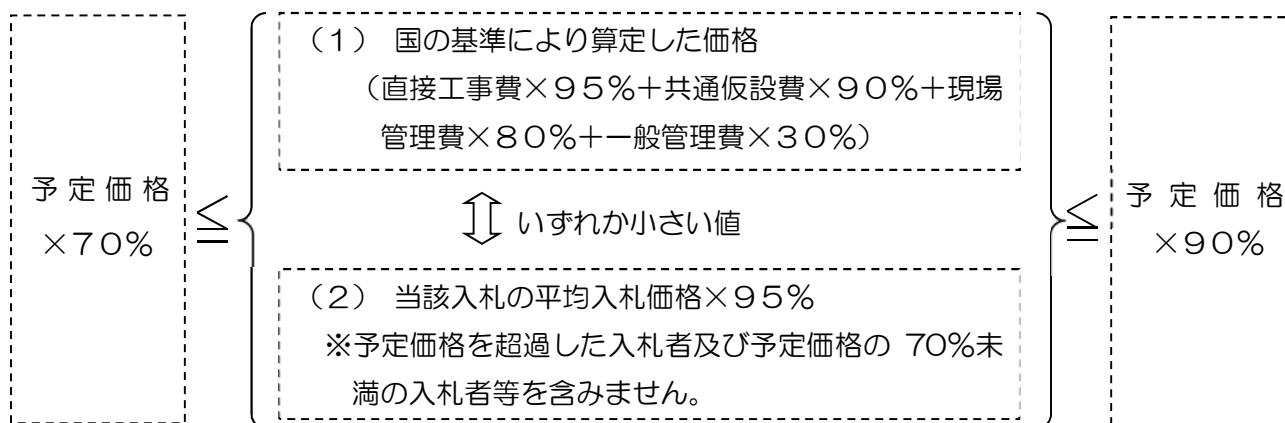
一般競争入札及び指名競争入札に付する公園・道路等の維持管理業務の委託契約のうち予定価格を事前公表した契約（単価契約を除く）

最低制限価格の設定方法

(1) または (2) のうちいずれか低い額

※上記金額が、予定価格の70%に満たないときは予定価格の70%とします。

また、予定価格の90%を超えるときは予定価格の90%とします。



実施時期

平成24年9月公告・指名分から実施